



ながさき

トラック広報

2025
11
NO.582

トピックス

- ◎ 整備管理者選任前研修及び定期研修
- ◎ 正しい運転・明るい輸送運動
- ◎ 自動車運送事業者無事故表彰
- ◎ 人材確保・労働環境改善セミナー
- ◎ 荷役災害防止担当者研修

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2025 11

1. 整備管理者選任前研修及び定期研修の実施について	1
2. 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	5
3. 第65回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について	7
4. 行政だより	
○ 令和7年度第2回自動車運送事業者無事故表彰について	11
○ 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について	19
○ 長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）	25
○ 労働保険の成立手続きについて	27
5. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	28
○ 軽油価格の調査結果（8月分）	29
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	30
7. 協会だより	
○ トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ	32
○ 【重量部会からのお知らせ】鋼材物流の「発着連携」推進について	33
○ 令和7年度助成事業について	35
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	37
8. ドライバー体験記 ～事故から学ぶ事故防止について～	40
9. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	41
○ 荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）	42
○ 陸運と安全衛生	43
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	44
11. 諫早T・Sのご案内	46

整備管理者選任前研修及び定期研修の実施について

九運長分第501号

令和7年9月29日

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

九州運輸局

長崎運輸支局長

令和7年度整備管理者選任前研修及び整備管理者定期研修の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記研修を別紙計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

1. 研修日時及び場所

(1) 選任前研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
【午前の部】 令和8年1月20日(火) 受付 9時00分～9時25分 研修 9時30分～12時00分	長崎市 定員40名	(公社)長崎県トラック協会 長崎市松原町2651-3
【午後の部】 令和8年1月20日(火) 受付 13時30分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	長崎市 定員40名	(公社)長崎県トラック協会 長崎市松原町2651-3
令和8年2月6日(金) 受付 11時30分～11時55分 研修 12時00分～14時30分	五島市 定員60名	五島市立図書館 五島市木場町450-1

(2) 定期研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和7年12月9日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 小野ふれあい会館 諫早市黒崎町185-1
令和8年1月27日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	佐世保市 定員180名	アルカス SASEBO 長崎県佐世保市三浦町2-3
令和8年1月30日(金) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 中央公民館 諫早市東小路町8-5
令和8年2月6日(金) 受付 11時30分～11時55分 研修 12時00分～14時00分	五島市 定員60名	五島市立図書館 五島市木場町450-1
令和8年2月24日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 中央公民館 諫早市東小路町8-5

2 受講申込方法

【選任前研修】

・九州運輸局 HP において予約システム (<https://seminar-reservation.jp/seminar>) による申込受付を行います。必ず申込期間内にお申込みください。

・研修当日は本人確認ができる顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

※申込期間：・令和8年1月20日(火)開催分…令和7年11月25日(火)～令和7年12月12日(金)

・令和8年2月6日(金)開催分…令和7年12月14日(日)～令和8年1月23日(金)

【定期研修】

・長崎県トラック協会（FAX095-839-8508）まで別紙の申込書にて必ず期限内にお申込みください。
申込みの無い方の受講はお断りいたします。（当日、申込者を変更して受講することもできません。）

また、送付された申込書に対する受理の連絡はいたしません。

・定員数に達した時点で申込みの受付を終了します。

※申込締切：・令和7年12月9日(火)開催分…11月28日(金)まで

・令和8年1月27日(火)・1月30日(金)開催分…1月16日(金)まで

・令和8年2月6日(金)開催分…1月23日(金)まで

・令和8年2月24日(火)開催分…1月28日(水)まで

3 お問い合わせ先

【選任前研修】長崎運輸支局 整備部門 TEL 095-839-4749

【定期研修】長崎県トラック協会 業務課 TEL 095-838-2281

【定期】

令和 7 年度整備管理者定期研修申込書

会社名			
申込責任者			
連絡先	住所		
	電話 ()	—	
	FAX ()	—	

受講希望日	(ふりがな) 受講者氏名	現在の職名 (○印をする)	手帳 (○印をする)
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無

※ ご提出いただいた個人情報については、整備管理者定期研修にかかる業務以外に使用致しません。

《送付先》長崎県トラック協会 FAX：095-839-8508

【申込締切日】

- ・ 12月9日(火)開催分…11月28日(金)まで
- ・ 1月27日(火)・1月30日(金)開催分…1月16日(金)まで
- ・ 2月6日(金)開催分…1月23日(金)まで
- ・ 2月24日(火)開催分…1月28日(水)まで



令和 7 年 1 0 月 1 日

整備管理者選任後（定期）研修をオンライン（web）方式により開催致します

近年、インターネットや携帯電話が普及し、様々な研修・講習についてWebによる研修が行われるようになってきている状況を踏まえ、整備管理者に選任されている方を対象とした整備管理者選任後（定期）研修をオンライン（Web）方式にて開催することと致しました。

開催の日時などについては、下記のとおりです。

記

1. オンライン研修 受付期間
令和7年10月 1日（水）10：00～ 令和8年 2月12日（木）23：59まで
※受講希望が多数の場合、早期終了する場合があります。
2. オンライン研修 開催期間
令和7年10月 1日（水）10：00～ 令和8年 2月15日（日）23：59まで
※試問まで全て受講を完了し、受講済証の受領までが必須となります。
3. 受講方法及び研修受付
オンライン研修サイトにより受講（24時間受講可能）
URL <https://r7-seibi-kanrishakenshu.jp>
※申込者個々に、ログインID パスワードが付与されます。
4. 受講時の注意点
 - ・ 受講時は、顔認証により、受講権限、受講態度等の確認が行われます。
 - ・ テキストは、事前にダウンロードして下さい。（要ログイン）
 - ・ 研修の流れ
 - （1）オンライン研修サイトにログインします。
 - （2）所定の内容を全て受講します。（配信項目を順番に受講）
 - （3）試問を受けます。（回答、解説を含む）
 - （4）アンケートを回答します。（任意）
 - （5）受講済証は受講者本人がダウンロードし受領します。（研修開催期間中に限る）
 - （6）受講完了です。
 - ・ 講義動画は、再視聴が可能です。
 - ・ インターネット通信に係る費用はご負担下さい。
5. お問い合わせ
 - システムに関するもの
株式会社アカンパニーテクノロジーズ（お問い合わせ窓口：国土交通省委託先）
TEL：050-1726-8071 Mail: kato@e-webinar.net
 - 研修内容に関するもの（お問い合わせフォーム）
<https://forms.cloud.microsoft/r/xKAs4qKb2T>





国土交通省

運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第28回】開催

開催日時：令和7年11月27日(木) 10:00,15:00(同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

2025年10月・11月は

(今月のNEWS)

トラック・物流Gメンによる「荷主等集中監視月間」です。

国土交通省では、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化するため、期間中、関係機関と連携のうえ、以下の取組みを進めています。

（主な取り組み）

○積極的な情報収集、是正指導

- ・皆さんにご協力いただいたアンケートなど情報などの活用、トラック事業者、倉庫業者に対するプッシュ型情報収集を積極的に実施
- ・違反原因行為等の疑いがあると認められた荷主・元請事業者（荷主等）に対する、働きかけ等の是正指導

○公正取引委員会との連携活動

- ・全国規模で連携し、各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所等が荷主等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴き取り等により、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、改正物流法や取適法の周知啓発活動等を積極的に実施。

○全国のトラック・物流Gメンが東京に集合して行う大規模合同パトロール 公正取引委員会事務総局職員も参加

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

運賃・料金の不当な据置き

(例) 運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じないなど

運賃・料金の不当な据置きの例

- 単価見直しの相談をしてもなしのつぶてで話を聞こうともしない。
- 荷主の担当部長に相談に行くと「不駄だ、まず一席もうけるべきだろう」と言われ断られた。
- 荷主の物流子会社の担当に運賃改定交渉を申し込むと「予算があるから」と即断された。

※内閣官房、公正取引委員会が連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を示しており、指針に従わず公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき**厳正に対処していく**と宣言しています。



依頼にない附帯業務

(例) 契約にない以下のような業務を行わせ、料金を支払わない

付帯業務の例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 貨物に値札などのラベルを貼る。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

異常気象時の運行指示の例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結局異常気象により輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。これは当然違反原因行為です。



該当する事実があれば、改善の必要があります。

(トラックGメンの指摘後は、改善計画の策定・提出が必要です。その前に行動を。)

【お問い合わせ先】

国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528

福岡運輸支局 092-673-1191 (ガイダンス1)

長崎運輸支局 095-839-4747 (ガイダンス2)

大分運輸支局 097-558-2107 (ガイダンス3)

鹿児島運輸支局 099-261-9192 (ガイダンス3)

佐賀運輸支局 0952-30-7271 (ガイダンス1)

熊本運輸支局 096-369-3155 (ガイダンス3)

宮崎運輸支局 0985-51-3952 (ガイダンス2)

第65回

「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

令和7年11月16日(日)～令和8年1月10日(土)

- ◎ 交通・労働災害事故の防止
- ◎ 環境保全
- ◎ 輸送秩序の確立

全ト協においては、本年も国土交通省・警察庁の後援を得て、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立を主軸とし、「正しい運転・明るい輸送運動」を展開することとなりました。

長崎県トラック協会においても、これに呼応して次の実施計画により、本運動を実施することとしています。

会員事業所におかれては、本運動の主旨を十分にご理解いただき、それぞれの職場の実態に即し、効果的に推進していただきますようお願いいたします。

実 施 計 画

1. 目 的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和7年11月16日(日)から令和8年1月10日(土)まで

3. 主 催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後 援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

(1) 飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和6年3月に公表した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」や法令改正を踏まえ全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール依存症への対応とともに、アルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底する。

また、令和6年10月の飲酒運転に対する処分基準強化を踏まえ、交通対策委員会で決議したトラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化により、飲酒運転を根絶する。

(2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」、及び高速道路での死傷事故の約7割を占める「追突事故」を防止するため、全ト協制作の資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』*を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

また、全ト協では、交差点左折時の9割近くが対自転車事故であることから、全ト協の安全装置等助成事業対象装置で後付け装着が可能な「側方衝突監視警報装置」の普及促進を図る。

※全ト協ホームページ URL

資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』

<https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html>

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者等は、令和6年4月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、運行管理者等は、運転者に対する点呼の際、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底を図る。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等

経営者等は、道路交通法に規定されている乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、違法駐車や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務をさせないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にする書面契約を締結するとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため、令和5年10月より昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されたことなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf

「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」

https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/202504_kaisei_point_question_answer.pdf#page=5

(8) 高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、依然として後を絶たない大型トラックの車輪脱落事故防止の徹底を図るため、国土交通省が策定する「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施の徹底を図る。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期に雪道での走行が可能な冬用タイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況に応じてタイヤチェーンを装着するなど適切なすべり止め措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープま

たはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となる CO2 及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。

② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図るとともに、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。

③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実に効果的に実行できるよう努める。

④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。

⑤ 適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。

⑥ 本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

(3) 事業所

① 自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、交通事故防止活動の推進と輸送品質の向上を図る。

② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞

URL https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html

③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。

④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

第65回「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果

事業所名 _____

実 施 事 項	実 施 状 況
1. 講習会、研修会の開催 日時、場所、人員、講師、 内容等	
2. 社内広報の状況 ポスター、チラシ、懸垂幕、 安全旗、立看板の掲出	
3. その他の安全活動 巡回指導、朝礼の一口指導	
4. 上記以外の実施状況	

- ※ 1 印刷物、写真等の資料があれば添付して下さい。
 2 この報告は、令和8年1月20日(火)までに提出して下さい。
 3 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対しては全ト協より表彰があります。
 (令和8年度の県ト協定時総会内で表彰する予定です)
 4 お預りした情報(個人情報)については当該表彰に関すること以外には使用いたしません。

行政だより

令和7年度 第2回自動車運送事業者 無事故表彰について

九運公第49号

公 示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和7年度第2回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

（バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において1人1車制個人タクシー事業は除く。）

2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰

(1) 表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

（注）自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
7両以下	5年
8両～10両	4年
11両～20両	3年
21両～40両	2年
41両～80両	1年6月
81両以上	1年

（注）7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

一般表彰：令和8年2月に予定

（注）一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3) 表彰手続き

① (1)の基準に適合後、(3)②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。

② 自動車無事故報告書等の提出期限

表彰所定期間達成日が令和7年6月1日から令和7年11月30日までの場合、令和7年10月1日から令和7年11月30日の間に提出

3. 問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合せ下さい。

令和7年10月1日

九州運輸局長 日向 弘基

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長 殿

報告者の
氏名又は名称 印

住 所

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
トラック事業	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日 から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通 両、小型 両、牽引 両、計 両	
前回受けた表彰の期日（所定期間）	
年 月 日（ 年 月 日～ 年 月 日）	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式2（A4判）

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

（1）自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件（別表のとおり）

（2）軽微事故（人身事故又は40万円以上のもの）

有 責 件（別表のとおり）

無 責 件

（3）酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転、居眠り運転事故又は整備不良事故（自動車事故報告規則による事故以外も含む）

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び講習・研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	講習受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

運行管理補助者の選任状況

営業所名	運行管理補助者

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

4. 整備管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

5. 最近実施した事故防止対策（事故防止運動、会議、指導教育等）

別 表

重大事故(無責)

事故 種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

軽微事故(有責)

事故 種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

「事故種別」は自動車事故報告規則に基づく区分により記入する。

「損害」は物損・人身傷害による損害額を記入する。

「有責」は事故原因の半数以上の責任がある事故をいう。

様式 3 - 1 (A4 版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた運行管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に運行管理者講習を受講していることを宣誓します。

運行管理者名	選任年月日	解任年月日	講習受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

印

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

様式3-2(A4版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた整備管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に整備管理者研修を受講していることを宣誓します。

整備管理者名	選任年月日	解任年月日	研修受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

印

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。

該当事業者は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1. 必要書類

	書類名	部数
①	自動車無事故報告書（様式1-3）	正本2部
②	最近における運輸業務等の実績（様式2）	正本2部
③	運行管理者選任届	写し2部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式2の5「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使 した資料等）	

- ※ ①には捨印を押印してください。
- ※ ②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものが
必要です。
- ※ 修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

2. 提出期限

令和7年11月20日(木)までに郵送または持込

大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和7年度緊急対策の実施について

標記の件について、国土交通省物流・自動車局より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

~~~~~  
貨物自動車運送事業者の皆様へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和7年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

### 1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

### 2. 整備管理者・補助者の方へ

- ・作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- ・自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- ・著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

※別紙4のチラシを参照

- ・車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ・積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要ですので留意してください。

### 3. 対策のポイント

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- ・自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- ・タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行

われていることを確認してください。

- ・別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- ・点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- ・増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットヘマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、インジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

# タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年

月

日

| 実施箇所     |               | 確認・作業内容                                   | 結果<br>(実施✓・交換×) |
|----------|---------------|-------------------------------------------|-----------------|
| 清掃の実施    | ハブ面           | ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。               |                 |
|          |               | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。          |                 |
|          | ディスク・ホイール     | ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。        |                 |
|          | ホイール・ボルト、ナット  | ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。               |                 |
| 点検の実施    | ハブ面           | ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認             |                 |
|          | ディスク・ホイール     | ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認                 |                 |
|          |               | ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認             |                 |
|          |               | 溶接部に亀裂や損傷がないかを確認                          |                 |
|          |               | ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認        |                 |
|          | ホイール・ボルト、ナット  | 亀裂、損傷がないかを確認                              |                 |
|          |               | ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認                        |                 |
|          |               | ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認                 |                 |
|          |               | ○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認             |                 |
|          |               | ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認              |                 |
| 油脂類塗布の実施 | ホイール・ボルト      | ☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。               |                 |
|          | ホイール・ナット      | ☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。               |                 |
|          |               | ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。          |                 |
|          |               | ○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 |                 |
|          | ハブ            | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。           |                 |
| 取付       | ホイール・ナットの締め付け | ■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値<br>△                  | N・m             |
| 保守       | ホイール・ナットの増し締め | ■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。           |                 |

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルク・レンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者（運転者）名

運行管理者（補助者）確認欄

整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和 年 月 日

| 点検箇所                   |                                            | 点検項目             | 点検結果<br>(○・×)         |  |
|------------------------|--------------------------------------------|------------------|-----------------------|--|
| 運転席での点検                | ブレーキ・ペダル                                   | 踏みしろ、ブレーキのきき     | 踏みしろ                  |  |
|                        |                                            |                  | ブレーキのきき               |  |
|                        | 駐車ブレーキ・レバー<br>(パーキング・ブレーキ・レバー)             | 引きしろ（踏みしろ）       |                       |  |
|                        | 原動機(エンジン)                                  | ※ かかり具合、異音       | かかり具合                 |  |
|                        |                                            |                  | 異音                    |  |
|                        | ウインド・ウォッシャ                                 | ※ 低速、加速の状態       |                       |  |
|                        |                                            | ※ 噴射状態           |                       |  |
| エンジン・ルームの点検            | ワイパー                                       | ※ 拭き取りの状態        |                       |  |
|                        | ○ 空気圧力計                                    | 空気圧力の上がり具合       |                       |  |
|                        | ○ ブレーキ・パルプ                                 | 排気音              |                       |  |
|                        | ウインド・ウォッシャ・タンク                             | ※ 液量             |                       |  |
|                        | ブレーキのリザーバ・タンク                              | 液量               |                       |  |
|                        | バッテリー                                      | ※ 液量             |                       |  |
|                        | ラジエタなどの冷却装置                                | ※ リザーバ・タンク内の液量   |                       |  |
| 車の周りからの点検              | 潤滑装置                                       | ※ エンジン・オイルの量     |                       |  |
|                        | ファン・ベルト                                    | ※ 張り具合、損傷        | 張り具合                  |  |
|                        |                                            |                  | 損傷                    |  |
|                        | 灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器 | 点灯・点滅具合、汚れ、損傷    | 点灯・点滅具合               |  |
|                        |                                            |                  | 汚れ                    |  |
|                        |                                            |                  | 損傷                    |  |
|                        |                                            | 空気圧              |                       |  |
|                        |                                            | □ ディスク・ホイールの取付状態 | ナット緩み・脱落              |  |
|                        | タイヤ                                        |                  | ボルト付近さび汁              |  |
|                        |                                            |                  | ボルト突出不揃い、折損           |  |
|                        |                                            | 亀裂、損傷            | 亀裂                    |  |
|                        |                                            |                  | 損傷                    |  |
|                        | 異状な摩耗                                      |                  |                       |  |
|                        |                                            | ※ 溝の深さ           |                       |  |
|                        |                                            | ○ エア・タンク         | タンク内の凝水               |  |
|                        |                                            | ○ ブレーキ・ペダル       | ※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク |  |
|                        |                                            |                  | ※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 |  |
| 前日・前回の運行において異状が認められた箇所 |                                            |                  |                       |  |

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。  
○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。  
□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両が対象。  
注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

# 防ぎ 大型車の車輪脱落事故

メンテしなくても大丈夫です!!  
がんばります!!

まだ使える!!

さびたナットは  
清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当り面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

いって  
いこう

いちにち一度は  
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い  
左後輪を中心に、ボルト、ナットを  
目で見て手で触るなどして点検します。

おとさぬ  
ための  
点検整備

トルクレンチで  
適正締付け

通正トルクレンチによる  
規定トルクの締め付け、  
タイヤ交換後の増し締めの実施。

手回クレンチで

ナット・ワッシャー  
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、  
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル  
など指定の潤滑油を薄く塗布し、  
回転させて油なじませてください。

おとさぬ  
ための  
点検整備

トルクレンチで  
適正締付け

通正トルクレンチによる  
規定トルクの締め付け、  
タイヤ交換後の増し締めの実施。

手回クレンチで

ナット・ワッシャー  
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、  
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル  
など指定の潤滑油を薄く塗布し、  
回転させて油なじませてください。

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ  
[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)

# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の「取扱説明書」」や「本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」」、「下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油なじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの交面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当り面、ハブ取付面(JIS方式では、ホイールのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の注意点を!

## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ホスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

| ISO方式(8穴、10穴)      |                                                  |                     |                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)  | ホイールのセンタリング         | ハブロー                                                 |
| ボルトサイズ<br>ねじの方向    | M22<br>左: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右: 右ねじ 左: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの<br>向き替え    | ボルト交換                                                |
| ホイールナット<br>使用ソケット  | 平面座(ワッシャー付き)・1種類<br>33mm(従来ISO方式の一部は32mm)        | 後輪ダブルタイヤの<br>締め付け精度 | ホイール<br>フロント<br>平面座<br>ホイール<br>ボルト<br>(潤滑剤)<br>(潤滑剤) |
| ダブルタイヤ             | 一つのナットで共締め                                       |                     |                                                      |

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。  
[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)

# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

## ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

### 【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆やつぶれを著とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するが点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

ナットの座面（ディスクホイールの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

## ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

### 【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

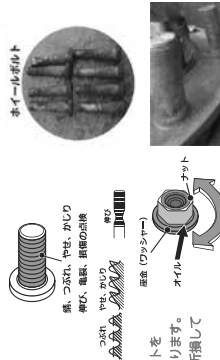
### 【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい役付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。薄い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。

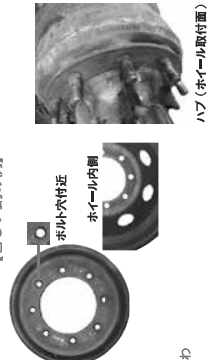
【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに亀裂が見られ、ワッシャーがはずれかけている。ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの指差部が露出している。



【著しい錆の例】



詳しくは、  
こちらから



日本自動車工業会 いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)  
三郷ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

国土交通省

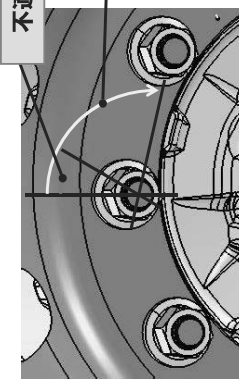
## 解説編

# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとうなるのか

## ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。

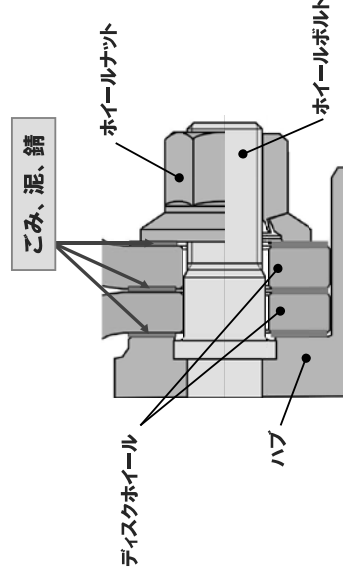


不適切な状態で締め付けたナット回転角度

正しく締め付けたナット回転角度

## ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが濡れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



# 長崎県最低賃金の改正に係る 周知・広報について（依頼）

標記の件について、長崎労働局より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長労発基1001第1号  
令和7年10月1日

各 団 体 の 長 殿

長 崎 労 働 局 長

## 長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長崎県最低賃金につきましては、現在「1時間953円」と定められておりますが、今般、長崎地方最低賃金審議会の答申を受け、最低賃金法第12条に基づき長崎県最低賃金を「1時間1,031円」（78円引上げ）とする改正の決定を行い、令和7年12月1日(月)から発効することとなりました。

また、「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金（\*）」の両方が適用される場合、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払う必要がありますが、本年度「特定（産業別）最低賃金」の改定が行われなかったため、長崎県最低賃金が適用されます。

\* 「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」

このため、当局においては、新たな最低賃金額の履行確保のため、使用者及び労働者等に対し集中的に広報活動を展開することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、最低賃金額等の周知に関し、貴機関発行の広報誌・ホームページ等への記事掲載につきまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます（参考に記事掲載例を添付しております。）。

広報誌等へ掲載いただきました場合には、誠に恐縮に存じますが、別紙の項目について電子メール、電話等にて下記担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、国においては賃金引上げを支援する「業務改善助成金」等の各種支援策（下記 QR コード参照）を行っており、可能であれば併せて周知をお願いいたします。

賃金引き上げを支援する各種支援施策



### 【お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM 長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担当）池田、宮本 電話 095-801-0033

メールアドレス：chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

# 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。 長崎県最低賃金は令和7年12月1日から 1時間 1,031円

## 最低賃金の知っておきたいポイント

1 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

2 最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用され、事業主は雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。なお、最低賃金の時間額は、時間給制、日給制、月給制等を問わず適用され、賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金時間額と比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

3 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

(2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

(3) 時間外労働に対する賃金

(4) 休日労働に対する賃金

(5) 深夜労働に対する割増賃金

(6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

4 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、長崎労働局長の許可を条件として、最低賃金の減額特例許可制度があります。

5 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署



賃金引上げを支援する各種支援施策

## 【事業主の皆さまへ】労働保険の成立手続について

### 11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称であり、下記の**加入義務のある事業**で手続きがお済みでないという事業主の方は、まずは最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

#### ●「加入義務のある事業」とは？

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業**は、労働保険の加入が法律で義務付けられている**強制適用事業**となります。

※ただし、農林水産業のうち「暫定任意適用事業」となっている一部の事業は強制適用事業から除かれます。

#### ●「労働者」とは？

**労働者**とは、職業の種類にかかわらず、**事業に使用される者**で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

※**労災保険**は、全ての労働者が対象となります。**雇用保険**は、一定の条件（週の労働時間、雇用期間等）を満たさない短時間労働者等は対象とならない場合があります。

#### ●労働保険料の算定方法は？

原則として【**労働者に支払った賃金の額 × 保険料率**】により算定します。

※**労災保険料**は全額事業主負担、**雇用保険料**は事業主と労働者の双方が負担します。

#### ●国に納付された労働保険料の用途は？

**労災保険**…仕事（業務）や通勤に起因する負傷、疾病、障害の残存、死亡について、**被災労働者とそのご遺族の保護**のための給付等を行っています。

**雇用保険**…労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

◎ 労働保険の成立手続は、監督署・安定所の窓口で行っていただくほか、会社の事務所等から**電子申請**により行うこともできます。

◎ また、**労働保険事務組合**※への**事務委託**や、**社会保険労務士**への**事務処理の委託（依頼）**によることもできます。

※労働保険事務組合…事業主からの委託により、事業主が行うべき国への届出等の労働保険事務を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

詳しくは **長崎労働局総務部労働保険徴収室** 電話095-801-0025  
又は最寄りの監督署・安定所へお尋ねください。

## 全ト協だより

# 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年10月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 貸付利率

| 期 間          | 現行（改定前） | 改定後   |
|--------------|---------|-------|
| 1 年以上～ 3 年以内 | 2.30%   | 2.40% |
| 3 年超～ 7 年以内  |         |       |
| 7 年超～ 10 年以内 |         |       |

#### 2. 実施日

令和7年10月10日



# 軽油価格の調査結果（8月分）

8月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

| 地区名 \ 区 分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|-----------|--------|--------|--------|
| 九州(沖縄除)   | 127.02 | 115.17 | 128.78 |
| 全国(沖縄除)   | 124.98 | 114.13 | 125.64 |

## 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

| 元売名 \ 区 分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|-----------|--------|--------|--------|
| E N E O S | 129.49 | 115.39 | 128.00 |
| 出光昭和シェル   | 131.59 | 114.66 | 127.12 |
| キ グ ナ ス   |        |        |        |
| コ ス モ     | 120.00 | 111.44 | 134.35 |
| そ の 他     | 119.90 | 116.01 | 129.47 |

## 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

| 月間購入量 \ 区 分        | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 30キロ<br>リットル未満     | 127.52 | 115.59 | 130.54 |
| 30～50キロ<br>リットル未満  | 118.10 | 114.91 | 116.95 |
| 50～100キロ<br>リットル未満 |        | 114.60 | 114.30 |
| 100キロ<br>リットル以上    |        | 113.27 | 115.80 |

## 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

| 支払期限 \ 区 分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|------------|--------|--------|--------|
| 30 日 未 満   | 128.25 | 117.04 | 121.30 |
| 30～60日未満   | 125.78 | 115.56 | 130.05 |
| 60 日 以 上   | 130.35 | 112.87 | 114.30 |

## 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

| 月 別 \ 区 分  | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|------------|--------|--------|--------|
| 2025 年 4 月 | 134.20 | 125.24 | 136.45 |
| 2025 年 5 月 | 128.52 | 117.95 | 131.96 |
| 2025 年 6 月 | 122.72 | 111.27 | 124.02 |
| 2025 年 7 月 | 124.98 | 114.60 | 128.97 |
| 2025 年 8 月 | 127.02 | 115.17 | 128.78 |

※消費税抜きの価格

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。  
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所 TEL: 095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL: 0959-27-0136 FAX: 0959-27-1778

インターネット予約 [http://www.shinsaikai.com/class\\_unkan.html](http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html)

**※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。**

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

### 【受講手数料】

基礎講習: 8,900円

**一般講習: 3,200円 (協会会員は、全額助成金が適用されます。)**

**※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング (eナスバ)」は、助成金の対象外となります。**

講習開始後の返金はありません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

**【持ってくるもの】** ※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳 (講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm × 横2.4cm」※サイズ厳守) ※おんがDSのみ  
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書 (※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

**【受付時間及び講習時間】** ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

| 実施機関     | 受付時間       | 区分   | 講習時間        |                                |
|----------|------------|------|-------------|--------------------------------|
| おんが自動車学校 | 9:00~9:30  | 基礎講習 | 1日目         | 10:00~17:00<br>※9:30~オリエンテーション |
|          |            |      | 2日目         | 10:00~17:00                    |
|          |            |      | 3日目         | 10:00~15:30                    |
|          |            | 一般講習 | 9:30~16:00  |                                |
| 新西海自動車学校 | 9:30~10:00 | 基礎講習 | 1日目         | 10:00~17:00                    |
|          |            |      | 2日目         | 10:00~17:00                    |
|          |            |      | 3日目         | 10:00~15:00                    |
|          |            | 一般講習 | 10:00~16:00 |                                |

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

| 回数  | 実施日                     | 実施場所               | 定員  | 主催             |
|-----|-------------------------|--------------------|-----|----------------|
| 第1回 | 5月28日(水)~5月30日(金)       | 長崎市「県ト協研修会館」       | 80名 | おんが自動車学校       |
| 第2回 | 6月11日(水)~6月13日(金)       | 長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」 | 36名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 |
| 第3回 | 6月17日(火)~6月19日(木)       | 長崎市「県ト協研修会館」       | 80名 | 新西海自動車学校       |
| 第4回 | 7月1日(火)~7月3日(木)         | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」 | 50名 | 新西海自動車学校       |
| 第5回 | 11月11日(火)~11月13日(木)     | 長崎市「県ト協研修会館」       | 80名 | 新西海自動車学校       |
| 第6回 | 12月2日(火)~12月4日(木)       | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」 | 50名 | 新西海自動車学校       |
| 第7回 | 【予定】12月10日(水)~12月12日(金) | 長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」 | 36名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 |

## 2. 一般講習

| 回数   | 実施日       | 実施場所                    | 定員  | 主催             |   |
|------|-----------|-------------------------|-----|----------------|---|
| 第1回  | 5月27日(火)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校       |   |
| 第2回  | 6月20日(金)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第3回  | 6月26日(木)  | 五島市「福江文化会館」             | 30名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第4回  | 6月27日(金)  | 新上五島町「有川鯨賓館」            | 20名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第5回  | 7月3日(木)   | 佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」 | 30名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 | ★ |
| 第6回  | 7月10日(木)  | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第7回  | 7月11日(金)  | 長崎市「長崎市民会館 大会議室」        | 50名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 |   |
| 第8回  | 7月24日(木)  | 島原市「有明文化会館」             | 80名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第9回  | 8月1日(金)   | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第10回 | 8月23日(土)  | 北松佐々町「佐々町文化会館」          | 30名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第11回 | 8月28日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 22名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 | ★ |
| 第12回 | 9月3日(水)   | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第13回 | 9月11日(木)  | 時津町「北部コミュニティセンター」       | 50名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第14回 | 9月29日(月)  | 大村市「サンスパおおむら」           | 40名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第15回 | 10月9日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 22名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 | ★ |
| 第16回 | 10月22日(水) | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第17回 | 10月26日(日) | 西海市「新西海自動車学校」           | 30名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第18回 | 11月6日(木)  | 大村市「サンスパおおむら」           | 40名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第19回 | 11月12日(水) | 対馬市「対馬市交流センター」          | 30名 | おんが自動車学校       |   |
| 第20回 | 11月13日(木) | 壱岐市「石田農村環境改善センター」       | 30名 | おんが自動車学校       |   |
| 第21回 | 11月22日(土) | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第22回 | 12月5日(金)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第23回 | 12月11日(木) | 平戸市「田平町民センター」           | 30名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第24回 | 1月15日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 22名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 | ★ |
| 第25回 | 1月21日(水)  | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校       |   |
| 第26回 | 1月30日(金)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校       |   |
| 第27回 | 3月5日(木)   | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 22名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 | ★ |

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

※離島〔対馬・壱岐〕の講習日が決まりましたのでお知らせいたします。

トラック運送事業者のための 人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ

2024 年問題を契機に、物流業界ではドライバー不足や高齢化、長時間労働の是正といった構造的課題が一層深刻さを増しており、場当たりの人材採用では、もはや人材の確保や定着は困難であり、抜本的な見直しが求められています。こうした状況に対応するため、処遇の見直し、柔軟な勤務体制の導入、現場と経営層の連携強化といった実効性のある施策について理解を深め、自社に応じた実践への手がかりを得ていただくことを目的に、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

セミナー概要

1. 日時 令和8年1月26日(月) 13:30～15:30 (受付 13:00～)
2. 場所 長崎県トラック協会研修会館(長崎県トラック協会本部)  
長崎市松原町 2651-3 TEL095-838-2281
3. 講師 **株式会社 コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 様**
4. 講座
  - (1) 運転者人材等の採用
    - ・人材採用に向けた準備
    - ・効果的な求人(SNS 活用、紹介、WEB 求人サイト活用など)
    - ・運転者人材採用の成功事例
    - ・新卒者、女性、高齢者、自衛隊、外国人等の雇用促進
  - (2) 人材が定着するための労働環境の整備
    - ・運転者の賃金引上げ、賃金体系の見直し
    - ・人材定着のための成功事例
  - (3) 人材確保・定着、働き方改革等に対する助成金
  - (4) 人材採用、定着、法令活用における AI 活用
5. 対象者 経営者、人事管理者等
6. 受講料 無料
7. 定員 50 名(先着順受付。定員になり次第締切ります)
8. 申込方法 下記の参加申込書をご記入の上、**令和8年1月7日(水)までに** FAX にてお申し込み下さい。
9. 主催 (公社)全日本トラック協会・(公社)長崎県トラック協会(共催)

(公社)長崎県トラック協会 行 (FAX095-839-8508)

参加申込書

|       |       |  |      |  |
|-------|-------|--|------|--|
| 会社名：  |       |  |      |  |
| TEL：  |       |  | FAX： |  |
| 参加者名① | 所属・役職 |  | 氏名   |  |
| 参加者名② | 所属・役職 |  | 氏名   |  |

## 【重量部会からのお知らせ】

# 鋼材物流の「発着連携」推進について

## ～持続可能なサプライチェーン構築に向けて～

一般社団法人日本鉄鋼連盟では、2024年4月から施行された改正労働基準法による「物流2024年問題」への対応として、発着荷主双方が協力して物流の効率化を図る取組を進めています。

2025年4月からは、「貨物自動車運送事業法」および「改正物流効率化法」により、すべての荷主事業者に対し、**荷待ち時間の短縮や積載効率の向上などの取組が義務化**されました。

これを踏まえ、日本鉄鋼連盟では鋼材物流分野における発荷主・着荷主の協力体制を「発着連携」として体系化し、

『**持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン**』

を策定しました。

鋼材は重量物・長尺物が多くトレーラー輸送の比率が高いことから、ドライバー不足や高齢化が深刻化しています。今後も安定した供給を維持するためには、サプライチェーン全体での商慣習の見直しと協働が不可欠です。

ガイドラインでは、以下のような取り組みが推奨されています。

---

### 主な取組項目

1. トラック受渡条件ルールの徹底（安全配慮義務）
2. 納入時間の柔軟化・緩和（荷待ち時間の短縮）
3. 納入ロットの拡大（積載率の向上）
4. 納入オーダー時期の見直し（効率的な配送計画）
5. 出荷量の平準化（安定供給の促進）
6. 持続可能な物流実現に向けた費用負担の適正化

---

こうした動きは、今後の鋼材輸送や大型特殊車両を扱う運送事業者にとっても無関係ではなく、**業界の制度改正や荷主方針をいち早く把握することが、事業運営に直結する時代**となっています。

長崎県トラック協会**重量部会**では、これらの最新情報をはじめ、鋼材・重量物輸送に関する国・業界の動向、荷主団体との連携情報などを共有しています。

また、部会では会員相互の意見交換を通じて、現場課題の共有や行政・関係団体への要望活動も行っております。

**重量物輸送を担う事業者の皆様にとって、有益な情報収集とネットワーク形成の場となっておりますので、ぜひこの機会に重量部会へのご入会をご検討ください。**

---

(参考)

日本鉄鋼連盟「持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン」

「一般社団法人 日本鉄鋼連盟」のウェブサイトまたは、下記 QR コード及び URL より、ガイドラインの本文がご覧いただけます。



【持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための 鋼材物流ガイドライン Ver1.0】

[https://www.jisf.or.jp/business/butsuryu/documents/buturyu\\_guideline\\_honshi.pdf](https://www.jisf.or.jp/business/butsuryu/documents/buturyu_guideline_honshi.pdf)

---

※詳細は重量部会事務局までお問い合わせください。

重量部会事務局担当：今川

TEL：095-838-2281    FAX：095-839-8508

# 令和7年度助成事業について

## 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(火)～12/19(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/30(金)**まで  
**実績報告期限：2/20(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(木)**まで  
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

## 2. 助成事業一覧

| 助成事業                               |         | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ドライブレコーダー                          | 事業内容    | 別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                    | 申請期間    | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                    | 対象機器・装置 | 全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                    | 助成金額    | 標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 安全装置等                              | 事業内容    | 別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                    | 申請期間    | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                    | 対象機器・装置 | ①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器<br>⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                    | 助成金額    | ①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円)<br>⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)<br>(上限10万円)                                                                                                                                                                                         |
|                                    | その他条件等  | * ②は、車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。<br>* ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 トン以上のものに限る。<br>* ④は、I T 点呼に使用するアルコール検知器については、G マーク取得事業所に限る。<br>* ⑤は、600 N・m 以上の締め付け能力を有するもの 1 事業所 1 台 ⑥は、1 事業者 1 台ただし G マーク取得事業者は 2 台                                                                                            |
| アルコール検知器                           | 事業内容    | アルコール検知器の導入について、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                    | 申請期間    | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                    | 対象機器・装置 | 全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                    | 助成金額    | 機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                    | その他条件等  | * G マーク事業所における I T 点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。<br>* 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します                                                                                                                                                                                                                       |
| 血圧計                                | 事業内容    | 血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                    | 申請期間    | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                    | 助成金額    | 1 台あたり装置の取得価格の 2 分の 1 (上限 5 万円/台)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| S A S<br>スクリーニング<br>検査             | 事業内容    | 指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第 1 次検査および第 2 次検査を受検する際、助成金を交付します。                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                    | 申請期間    | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                    | 助成金額    | 第 1 次検査および第 2 次検査の合計費用の半額(上限 2, 5 0 0 円/人)                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 安全運転研修<br>(ドライバー等<br>安全教育訓練<br>促進) | 事業内容    | 指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                    | 助成金額    | 研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外 5 千円、離島地区 1 万円)<br>①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1 泊 2 日): 55,440 円(受講料の全額)+交通費<br>②一般・初任ドライバー研修(2 泊 3 日): 53,900 円(受講料 77,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修<br>③添乗・指導管理者研修(2 泊 3 日): 53,900 円(受講料 77,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修<br>* 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付<br>* ②③について、G マーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000 円) |
|                                    | 助成上限    | 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                    |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初任運転者<br>特別指導講習会                   | 事業内容    | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                    | 対象      | 特別指導教育(初任)の対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                    | 助成金額    | 研修費の全額 年 1 0 回                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 高齢運転者<br>安全運転研修                    | 事業内容    | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                    | 対象      | 6 0 才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                    | 助成金額    | 研修費の全額<br>* 適齢診断を受診することが出来ます。<br>* 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                    | 助成上限    | 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| 助成事業                   |           | 概 要                                                                                                                                                             |
|------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康診断<br>受診促進           | 事業内容      | 会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。<br>※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。                                                                    |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。                                                                                                                |
|                        | 助成上限      | 車両数の 1. 2 倍まで                                                                                                                                                   |
|                        | 助成金額      | 運転者 1 名につき 1,500 円                                                                                                                                              |
| 安全性評価事業<br>認定促進        | 事業内容      | 安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。                                                                                                                        |
|                        | 申請期間      | 申請期間：認定公表から 2 週間以内                                                                                                                                              |
| 運転記録証明書<br>取得促進        | 事業内容      | 会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。                                                                                                              |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19                                                                                                                                         |
|                        | 助成上限      | 当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者                                                                                                                            |
|                        | 助成金額      | <del>運転者 1 名につき 670 円</del> （※令和 7 年 10 月 1 日より、運転者 1 名につき 800 円）                                                                                               |
| 適性診断<br>（特定）           | 事業内容      | 適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。                                                                                                                                          |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19                                                                                                                                         |
|                        | 対象診断      | ①初任診断 ②適齡診断                                                                                                                                                     |
|                        | 助成金額      | 3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付                                                                                                                                       |
| 適性診断機器<br>（一般）         | 事業内容      | 別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。                                                                                                                             |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 助成上限      | 1 台まで                                                                                                                                                           |
|                        | 助成金額      | 指定機器 1 台につき 2 0 万円                                                                                                                                              |
| 環境対応車                  | 実施主体      | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）                                                                                                                              |
|                        | 事業内容      | 環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。                                                                                                                                     |
|                        | 申請期間（県ト協） | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 対象        | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車<br>* 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの                                                                                   |
|                        | 助成上限      | 1 事業者 1 両まで                                                                                                                                                     |
|                        | 助成金額      | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。                                                                                                                                  |
| アイドリング<br>ストップ<br>支援機器 | 事業内容      | 別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。                                                                                                                            |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 対象機器・装置   | ①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置                                                                                                                                     |
|                        | 助成金額      | ①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協）<br>②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）<br>③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）                                                       |
| グリーン経営<br>認証促進         | 事業内容      | グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。                                                                                                                      |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 助成金額      | 新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで                                                                                                                      |
| 信用保証料                  | 事業内容      | セーフティネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。                                                                                                                         |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 助成金額      | 保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 2 0 万円                                                                                                                   |
| 免許等取得                  | 事業内容      | 会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。                                                                                                                              |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                        |
|                        | 助成金額      | 準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、<br>大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円)<br>フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円 |
|                        | その他条件等    | 協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）                                                                                                                                      |
| 中小企業大学校                | 事業内容      | 会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                       |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 助成金額      | 受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）                                                                                                                                       |
| 働きやすい職場<br>認証取得促進      | 事業内容      | 働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。                                                                                                                  |
|                        | 申請期間      | 申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20                                                                                                                       |
|                        | 助成金額      | 新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで                                                                                                                      |
| 運行管理者<br>一般講習          | 事業内容      | 会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                        |
|                        | 助成金額      | 受講者 1 名につき 3,200 円                                                                                                                                              |

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

### ◆適性診断（初任・適齢） ＊開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### ◆初任運転者向け

#### ・初任運転者特別指導講習会 ＊開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆高齢運転者向け

#### ・高齢運転者安全運転研修 ＊開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

### ◆一般運転者向け

#### ・安全運転研修（一般運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆添乗指導者向け

#### ・添乗（同乗指導者研修） ＊開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

|               | 診断・講習種類        | 4月    | 5月    | 6月           | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    |
|---------------|----------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長崎開催<br>(新西海) | A 適性診断（初任・適齢）  | 15・16 | 21    | 9・10         | 15    | 26・27 | 17    | 6・7   | 18    | 16・17 | 14    |
|               | B 初任運転者特別指導講習会 | 17～18 | 22～23 | 11～12        | 16～17 | 28～29 | 18～19 | 8～9   | 19～20 | 18～19 | 15～16 |
|               | C 高齢運転者安全運転研修  |       |       |              |       |       | 10    |       |       |       |       |
| 福岡開催<br>(おんが) | D 一般・初任貨物運転者研修 |       | 24～25 | 7～8<br>14～15 | 5～6   |       | 6～7   | 11～12 | 8～9   |       | 17～18 |
|               | E 添乗（同乗）指導者研修  |       |       |              |       |       | 27～28 |       |       |       |       |
|               | 全ト協 一般・初任運転者研修 | 12～14 |       | 21～23        |       |       |       |       | 15～17 |       |       |
|               | 添乗・指導管理者研修     |       | 17～19 |              | 19～21 |       |       |       |       |       |       |
|               | 一般・事故再発防止研修    |       |       |              |       |       |       | 18～20 |       |       |       |

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



## 申 込 書

### (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※  
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

|   | フリガナ<br>受講者氏名<br>生年月日(年齢) | 適性診断<br>(診断種類に☑<br>受診日を記入)                                                                           | 初任講習<br>(受講日を記入)                                                                 | ☆適性診断受診日時<br>(自動車学校記入欄) |
|---|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 昭和平成年月日(歳)                | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受診しない | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受講しない | 月 日<br>時 分開始            |
| 2 | 昭和平成年月日(歳)                | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受診しない | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受講しない | 月 日<br>時 分開始            |
| 3 | 昭和平成年月日(歳)                | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受診しない | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 受講しない | 月 日<br>時 分開始            |

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地:長崎市松原町2651-3

#### 【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

#### 【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新 西 海 自 動 車 学 校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3

TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

## 【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

|      |     |       |  |
|------|-----|-------|--|
| 会社住所 | 〒 - |       |  |
| 会社名称 |     |       |  |
| 営業所名 |     |       |  |
| 代表者名 |     |       |  |
| 担当者名 |     | 担当者携帯 |  |
| 連絡先  | TEL | FAX   |  |

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

### 1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

| No. | 研 修 内 容                                                                             | 選択欄(○印) |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1   | 一般運転者研修 2 日（13 時間）                                                                  |         |
| 2   | 初任運転者研修 2 日（15 時間）                                                                  |         |
| 3   | 添乗（同乗）指導者研修 2 日（13 時間）<br>※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修 |         |

### 2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

| フリガナ<br>受 講 者 氏 名 | 性<br>別 | 年 齢 | 生年月日 | 採 用<br>年月日 | 希望研修コース |     | 初任診断(希望者)<br>別途診断料が必要です |
|-------------------|--------|-----|------|------------|---------|-----|-------------------------|
|                   |        |     |      |            | 研修No.   | 講習日 |                         |
|                   | 男      |     | 年    | 年          |         |     | 希望する・しない                |
|                   | 女      | 歳   | 月 日  | 月 日        |         |     | 指導要領：要・不要               |
|                   | 男      |     | 年    | 年          |         |     | 希望する・しない                |
|                   | 女      | 歳   | 月 日  | 月 日        |         |     | 指導要領：要・不要               |

※交通費助成申請 ☐ 離島地区外：5 千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、奄岐、対馬）：1 万円

### 【注 意】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ FAX で提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200 円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

私は、運送会社で交通事故防止対策室の責任者として、日々事故防止と事故の処理に追われています。その中でも人身事故の対応は関係者全てに計り知れない苦痛を与え、二度と起こしてはならない悲劇と痛感します。

#### 「事故の経験から学んだこと」

これまで数多くの人身事故を経験してきました。その中で、深く反省し、二度と繰り返さないために学んだことと、現在の取組みについて、いくつかご紹介します。

#### 一、安全運転意識の重要性

どんなに注意していても、事故は突然起こります。しかし、ドライバーの安全運転意識を高めることで、事故のリスクを大幅に減らすことができます。

具体的には、

- ・安全運転に関する教育を定期的に実施することです。
- ・安全運転コンテストなどを開催し、安全運転を奨励する。賞罰によるメリハリをつけることです。
- ・ドライバーの疲労管理を徹底する。
- ・安全運転に貢献するドライバーに対する表彰制度を設ける。などは組織一丸となって取り組んでいます。

#### 二、迅速な対応と情報の共有

事故発生直後は、迅速な対応と情報共有が重要です。被害者の方やご家族への対応は勿論のこと、警察や関係機関への連絡、事故原因の調査、再発防止策の検討など、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。また、社内関係者への迅速な情報共有も重要です。事故の状況や原因、再発防止策などを共有することで、全体的な安全意識の向上にも繋がります。

#### 三、被害者への誠意ある対応

事故の被害者の方やご家族にとって、事故は人生を大きく変える出来事です。そのため誠意ある対応を心がけることが重要です。

具体的には、

- ・迅速に謝罪を行い、お見舞いに伺う。
- ・事故原因を丁寧に説明し、再発防止策を伝える。
- ・被害者の方やご家族の話をしっかりと聞き、寄り添う。

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策体験記優秀賞入選作品)

- ・必要なサポートを提供する。
- などに心がけています。

#### 四、再発防止への取組み

二度と事故を起こさないためには、再発防止への取組みを徹底する必要があります。

具体的には、

- ・事故原因を分析し、再発防止策を策定する。
- ・ドライバーに対する安全運転教育を強化する。
- ・車両の安全整備を徹底する。
- ・リスク管理システムを導入する。

などを推進しておりますが、それらを徹底するのは人です。事故を起こす。特に人身事故を起こすことで人生が一変することの怖さがあることが伝わらなければ、運転への安全行動は変わりません。

伝える運行管理者等の熱意が強くなければ安全意識の向上と安全風土の土台はできないのです。現在は、運転する人へ伝える管理者の安全意識への向上を目指しているところです。

#### 五、謙虚な姿勢

事故は、運送会社の責任において起こるものです。そのため、常に謙虚な姿勢で対応する必要があります。傲慢な態度や責任逃れの言い訳は、被害者の方やご家族をさらに傷つけるだけでなく、会社の信頼を損ないます。

#### 六、社員一人ひとりの意識改革

事故防止対策は、交通事故対策室の仕事だけではありません。会社全体で取り組む必要がある課題です。

そのため、社員一人ひとりが安全運転意識を高め、責任感を持ち、協力することが重要だと考えています。

おわりに

人身事故は、関係者全てに計り知れない苦痛を与えます。二度と起こさないために、安全運転意識の向上、迅速な対応と情報共有、被害者への誠意ある対応、再発防止への取組み、謙虚な姿勢、社員一人ひとりの意識改革など、様々な取組みを継続的に推進していくことが必要です。事故対策室として、これからも責任を持って取り組んでいく覚悟です。

### ドライバー体験記

## 事故から学ぶ 事故防止について

(近畿) トナン輸送(株)

村山 武弘





# ※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

## ○フォークリフト技能講習

| 実施機関名                      | 所在地 | 電話番号 & ホームページ                                                                                                             |
|----------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎クレーン学校<br>(あたと自動車学校)     | 長崎市 | 095-824-4910<br><a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>                                       |
| 新西海自動車学校                   | 西海市 | 0959-27-0136<br><a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>         |
| キャタピラー九州<br>長崎教習センター       | 諫早市 | 0957-25-3735<br><a href="http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a> |
| 島原フォークリフトスクール<br>(島原自動車学校) | 島原市 | 0957-62-5271<br><a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>                                               |
| 五島クレーン学校<br>(五島自動車学校)      | 五島市 | 0959-73-5590<br><a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>                                               |

## ○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

| 実施機関名    | 所在地 | 電話番号 & ホームページ                                                                                                 |
|----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸災防佐賀県支部 | 佐賀市 | 0952-30-1601<br><a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a> |

## ○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

|           |
|-----------|
| フォークリフト   |
| 玉掛け       |
| 高所作業車     |
| 小型移動式クレーン |

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸災防福岡県支部                                                                                            |
| 092-431-1604<br><a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a> |

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| 技能講習修了証明書発行事務局                                                |
| 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349 |

# 荷役災害防止担当者研修

## (陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、**荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）**の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

**開催日時** 令和7年11月26日(水) 13:00-17:00

**開催場所** 長崎県トラック協会研修会館  
(長崎県長崎市松原町2651-3)

**定 員** 50名(先着順です)

**内 容** 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)  
荷役災害防止担当者教育

**参加費及びテキスト代** 無料

**申込方法** 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防長崎県支部までファックスでお申込み下さい。  
なお、受講票等は送付いたしません。

**申込締切は、令和7年11月14日(金)です。**ただし、定員に達し次第締め切ります。

**受講証明** 受講者には、**受講証明書**をお渡します。

**問合せ先** 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長崎県支部 TEL: 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)



## 参加申込書

FAX. 095-839-8508

|                       |                             |       |  |
|-----------------------|-----------------------------|-------|--|
| ふりがな<br>参加者氏名①        |                             | 所属・役職 |  |
| ふりがな<br>参加者氏名②        |                             | 所属・役職 |  |
| 事業場名                  | (業種: )                      |       |  |
| 所在地<br>電話番号<br>ご担当者氏名 | 〒 - -<br>電話番号 ( ) - - にご担当者 |       |  |

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外には使用いたしません。

災害事例  
と  
その対策

## トラック運転者と荷主側労働者との 混在作業中の事故（連絡調整の徹底）

### 1 車上渡しについて

「車上渡し」とは、陸運業者が着荷主まで荷物を運び、荷卸しは着荷主が行う納品方法をいいます。トラック運転者の業務はあくまで運送までであり、その後の荷卸しは受取側の責任となります。

しかし、実際には荷主等の要請により、発着荷主先での積み込み・荷卸しなど、本来の運送業務を超えた付帯作業を行うケースがあります。こうした場合、荷主と陸運業者、あるいは陸運業者同士での連絡調整が不十分だったことがきっかけとなり、トラック運転者が被災した事例が発生しています。

### 2 被災者について

所属事業所：B社（陸運業者A社から受注）

職種：トラック運転者（経験36年）

年齢：55歳

発生日時：5月某日 午前9時頃

発生場所：着荷主C社の構内

傷病の程度：右手小指骨折等、休業2か月

### 3 災害発生状況

被災者は着荷主C社構内にて、自車トラックの荷台上でC社が行うフォークリフト作業を見守っていた。作業はC社所属の指揮者のもと、C社所属のフォークリフト運転者が実施していた。

作業中、フォーク爪に取り付けられた延長サヤがずれているのを見た被災者は、反射的に右手で修正しようとした。その際、フォークが上昇し、爪とパレットの間に右手小指が挟まれ負傷した。

### 4 発生原因

#### (1) 不安全状態

フォーク爪延長サヤの固定ピンが止められていなかった。

#### (2) 不安全行動

車上渡しであるにもかかわらず、運転者本人が危険範囲（荷台上）に立ち入った。

#### (3) 不安全行動に対する行動

作業指揮者がフォークリフト作業範囲への立入禁止を徹底しなかったこと。作業者以外の立入りをリフト運転者へ知らせ、エンジンを停止させなかったこと。

#### (4) 管理上の問題

運送以外の付帯業務について、荷主C社と陸運業者A社との連絡調整が行われていなかった。

陸運業者A社・B社間でも連絡調整が行われていなかった。

### 5 再発防止対策

本災害は、請負関係にあるA社・B社間の連絡調整不足、及び荷主C社との連絡調整不足に起因するものです。再発防止のため、以下の取組が必要です。

- ・陸運業者B社による荷卸し場所における荷役作業の有無の確認
- ・陸運業者A社、B社及び着荷主C社による業務分担の明確化
- ・陸運業者A社、B社間での情報共有の徹底
- ・フォークリフト作業時の作業範囲、走行範囲への立入禁止等、ルール共有（陸運業者B社と着荷主C社）
- ・車上渡しの場合は、トラック運転者の待機場所を明確に確保（陸運業者B社）

### 6 再発防止対策の根拠

「陸運業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、トラック運転者と荷主側労働者が共同で作業する際の対応が示されています。

また、荷主が製造業である場合は、労働安全衛生法第30条の2において、荷主は元方事業者として、“その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない”と義務付けられています。

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～



#### 最大 70% の優良割引

デジタコ搭載車は **2%割引** (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

| 一括払額        | 一括払割引率 |
|-------------|--------|
| 100～300万円未満 | 2%     |
| 300～500万円未満 | 3%     |
| 500万円以上     | 5%     |

#### 事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割 5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

| 契約車両数         | 多数契約割引率 |
|---------------|---------|
| 10台以上～29台以下   | 2%      |
| 30台以上～69台以下   | 4%      |
| 70台以上～99台以下   | 6%      |
| 100台以上～149台以下 | 8%      |
| 150台以上        | 10%     |

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

#### 自賠責共済

～長崎県下11社の代理店～

#### 損害保険

～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



#### 安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階

電話番号 095-808-0090 FAX 番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

## ～自動車共済～ INFORMATION

### ■ 車両共済にご加入されると安心です

#### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

#### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

#### CASE 1

##### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

#### CASE 2

##### ■ スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

**九州トラック交通共済協同組合**

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



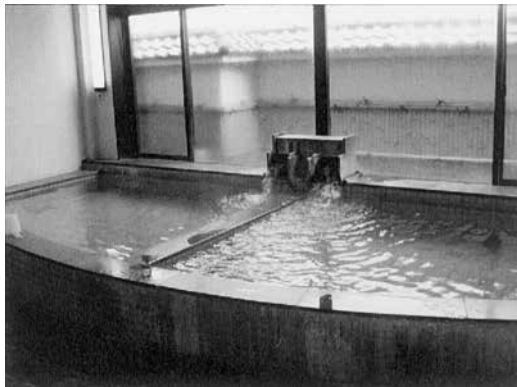
シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)  
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,030円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,100円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に

取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等には是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

| 分類        | ○印欄 | No. | 題 名                                       | 時 間 | メディア | 貸出可能数 |
|-----------|-----|-----|-------------------------------------------|-----|------|-------|
| ドライバー教育   |     | 1   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～ | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 2   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～  | 18分 | DVD  | 3     |
|           |     | 3   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～         | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 4   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～        | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 5   | 中型貨物車の安全知識                                | 26分 | DVD  | 1     |
|           |     | 6   | 大型トラックの安全運転                               | 18分 | DVD  | 2     |
|           |     | 7   | 大型貨物車の安全運転                                | 38分 | DVD  | 2     |
|           |     | 8   | エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～                   | 22分 | DVD  | 2     |
|           |     | 9   | ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～             | 22分 | DVD  | 2     |
|           |     | 10  | トラック運転者のための安全運転のポイント                      | 30分 | DVD  | 1     |
|           |     | 11  | 巻き込み事故 トラックの左折と死角                         | 54分 | DVD  | 1     |
|           |     | 12  | ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策                       | 52分 | DVD  | 1     |
|           |     | 13  | ドライブレコーダーからの警告!                           | 25分 | DVD  | 1     |
|           |     | 14  | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル                 | 26分 | DVD  | 1     |
|           |     | 15  | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)            | 29分 | DVD  | 1     |
|           |     | 16  | 大丈夫ですか? 高速道路の落下物                          | 18分 | DVD  | 1     |
|           |     | 17  | 絶対にダメ! 飲酒運転                               | 21分 | DVD  | 1     |
|           |     | 18  | 高齢者を交通事故の被害者としないために!                      |     | DVD  | 1     |
|           |     | 19  | その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～           | 20分 | DVD  | 1     |
|           |     | 20  | 目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 21  | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編             | 22分 | DVD  | 1     |
|           |     | 22  | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編             | 20分 | DVD  | 1     |
| 点検整備・運行管理 |     | 23  | 日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)               |     | DVD  | 6     |
|           |     | 24  | 大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて         | 27分 | DVD  | 2     |
|           |     | 25  | トレーラ日常点検                                  | 15分 | DVD  | 1     |
|           |     | 26  | トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して           |     | DVD  | 1     |
|           |     | 27  | 運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～                   |     | DVD  | 1     |
|           |     | 28  | 一人でする日常点検                                 | 17分 | DVD  | 1     |
|           |     | 29  | やっていますか安全点呼                               | 18分 | DVD  | 1     |
|           |     | 30  | 確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について                 | 30分 | DVD  | 2     |
|           |     | 31  | ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～              |     | DVD  | 2     |
|           |     | 32  | 事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性       |     | DVD  | 1     |
| 健康管理      |     | 33  | 睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療                       | 24分 | DVD  | 1     |
|           |     | 34  | 熱中症はこわくない!                                | 30分 | DVD  | 1     |
|           |     | 35  | 受けよう、活かそう! ストレスチェック                       | 15分 | DVD  | 1     |
| その他       |     | 36  | 引越の達人になろう                                 |     | DVD  | 6     |
|           |     | 37  | 上手な引越のコツ教えます                              |     | DVD  | 1     |
|           |     | 38  | 交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 39  | 交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 40  | 全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～       | 20分 | DVD  | 6     |
|           |     | 41  | もしもトラックがとまったら                             |     | DVD  | 1     |
|           |     | 42  | 走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 43  | 未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～                 |     | DVD  | 1     |
|           |     | 44  | ★いのち つながれ「生命のメッセージ展」                      | 9分  | DVD  | 1     |

|      |                       |            |     |
|------|-----------------------|------------|-----|
| 事業者名 |                       | ※貸出確認      | ※受付 |
| 担当者名 | TEL: — —              | 本<br>※返却日  |     |
| 貸出期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間) | ※返却確認<br>本 |     |

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

注文部数をご記入ください

| No. | 品名                      | 単位          | 会員価格(円)<br>(消費税10%込) | 注文部数 | 備考             |
|-----|-------------------------|-------------|----------------------|------|----------------|
| 1   | 運転日報(基本タイプ)             | 1冊(100枚)    | 198                  |      |                |
| 2   | 運転日報(応用タイプ)             | 1冊(100枚)    | 374                  |      |                |
| 3   | 乗務日報(B5)                | 1冊(100枚)    | 352                  |      |                |
| 4   | 日常点検表(トラック・黄緑色)         | 1冊          | 660                  |      |                |
| 5   | 日常点検表(トレーラ・黄色)          | 1冊          | 781                  |      |                |
| 6   | 点呼記録簿(B4・中間点呼あり)        | 1冊(100枚)    | 363                  |      |                |
| 7   | 点呼記録簿(A4)               | 1冊(100枚)    | 242                  |      |                |
| 8   | 定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用) | 1冊          | 264                  |      |                |
| 9   | 車両管理台帳(A4・ピンク色)         | 1冊          | 286                  |      |                |
| 10  | 整備管理者選任届(通常3枚1セット)★     | 1枚          | 33                   |      |                |
| 11  | 運行指示書                   | 1冊(50セット)   | 550                  |      |                |
| 12  | 運転者台帳(B5)               | 1冊(50枚)     | 660                  |      |                |
| 13  | 運転者台帳(B5・1枚)            | 1枚          | 14                   |      |                |
| 14  | 車両別輸送実績表(B4)            | 1冊          | 792                  |      |                |
| 15  | 作業指図書                   | 1冊          | 176                  |      |                |
| 16  | 事故報告書(1セット)             | 1セット        | 290                  |      |                |
| 17  | 事業報告書・事業実績報告書★          | 4部(1セット)    | 495                  |      |                |
| 18  | ※ チャート紙                 | KM26-120-2C | M24-120K             | 1個   | 880<br>(R7.4~) |
|     | ご希望品番に注文数をご記入ください       | L7-120      | L7-140               |      |                |
|     | その他 ( )                 |             |                      |      |                |
|     |                         |             |                      |      |                |

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 ☐ 協会にて受け取り( 月 日 来協予定) ☐ 送付希望

|              |                                                                                                                  |  |  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 事業者名         |                                                                                                                  |  |  |
| フリガナ<br>担当者名 | TEL                                                                                                              |  |  |
|              | FAX                                                                                                              |  |  |
| 帳票類送付先       | <input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付<br>〒 - |  |  |
| 請求書送付先       | 〒 - * 上記送付先と異なる場合はご記入ください                                                                                        |  |  |

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。  
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ"より

ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

## 【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)  
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

## 以下協会使用欄

|     |    |                                                                                            |
|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付印 | 担当 | 発送日<br> |
|     | 確認 |                                                                                            |

|      |                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合計金額 | 入金日<br> |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

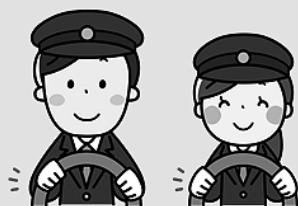
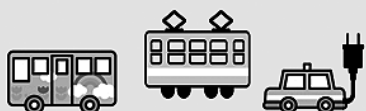
# ながさきデコ活<sup>かつ</sup> やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」11月のテーマは「CO<sub>2</sub>の少ない交通手段を選ぼう!」です。ぜひ実践してみてくださいね。

11月の  
テーマ

『CO<sub>2</sub>の少ない交通手段を選ぼう!』  
まずは公共交通機関を利用♪  
「移動」を「エコ」に♪

## 公共交通機関



CO<sub>2</sub>排出が少ない  
公共交通機関で  
移動しよう!

## 自動車



自動車使用時は  
ふんわりアクセル  
「eスタート」!

## 徒歩・自転車



短い距離は  
自転車利用や  
歩いてみよう!

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

TEL : 095-895-2512

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索



 **デコ活**  
くらしの中のエコろがけ

## 《地球にやさしい移動♪》

ひとりが1km移動する時のCO<sub>2</sub>排出量は、移動手段によりさまざまです。  
(自動車では147g、バスでは56g、鉄道では22g、自転車や徒歩はもちろん0g)  
環境への負荷を考慮し、状況に応じた最適な移動方法を選択しましょう。

### ■まずは公共交通機関を利用！

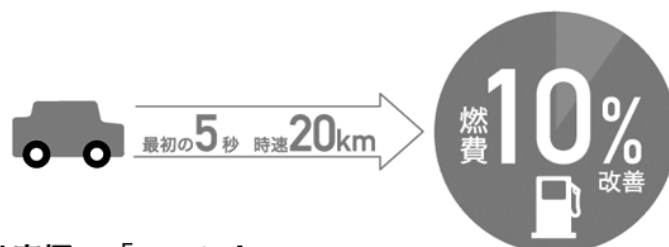
- 通勤や通学はもちろん、旅行や休日のお出かけなどもCO<sub>2</sub>排出量が少ない電車やバスなどの公共交通機関で！
- 長崎県では「電気自動車タクシー」が導入されている地域もあります。

積極的な利用を！



### ■自動車利用時はエコドライブ！

- ふんわりアクセル「eスタート」を実践！  
日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。



### ■自転車、徒歩は究極の「エコ」！

- 渋滞の起こりやすい都市中心街や最寄り駅までの移動、そして乗換えの駅間の移動など自転車や徒歩を積極的に活用をすれば、利便性や健康面などにも効果的です。



ちゃんとチェック!

# 最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

## 長崎県 最低賃金

令和7年  
12月1日 から  
時間額

# 1,031

前年比 **UP**  
**78円**  
**円**

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する  
特設サイト

最低賃金 特設サイト



検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
長崎労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



長崎労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策  
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者  
の皆さんへ



業務改善  
助成金

最大600万円を助成



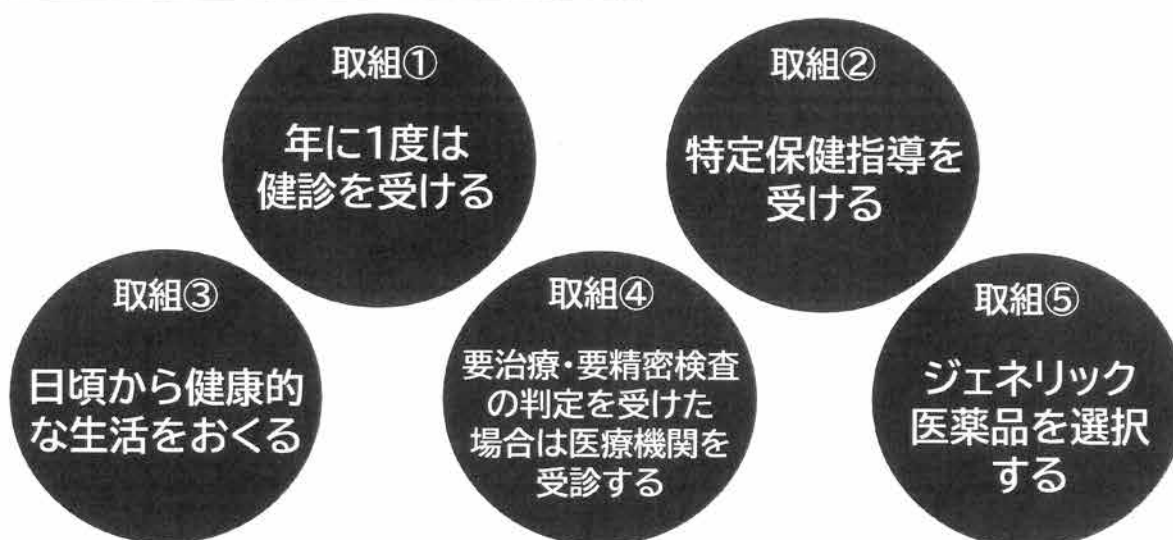
## 協会けんぽ長崎支部からのお知らせです

### 『インセンティブ制度』をご存じですか？ ～皆さまの取り組みが健康保険料率を変えます！～

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、都道府県ごとの健康保険料率に反映させるものです。5つの評価指標の評価結果が上位15位内の支部にインセンティブが与えられ、健康保険料率の引き下げにつながります。

※協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの医療費水準等に基づき決定しています。令和7年度の長崎支部の健康保険料率は10.41%(全国平均10.0%)となり、全国で3番目に高い保険料率です。

#### 皆さまに取り組んでいただきたい「5つの取り組み」



#### 《具体的な内容》

|     |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 取組① | ・協会けんぽの健診を毎年受診する<br>・職場内での健診の呼びかけ<br>＜被保険者(ご本人)様＞ 生活習慣病予防健診 ＜被扶養者(ご家族)様＞ 特定健診   |
| 取組② | ・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合は特定保健指導を受ける<br>・特定保健指導を受けられる環境づくりの整備                     |
| 取組③ | ・日頃から健康的な生活を送り、生活習慣病を予防する(食事改善、適度な運動など)<br>・特定保健指導該当者は保健指導を受け、生活習慣を改善する         |
| 取組④ | ・健診の結果「要治療」・「要精密検査」の判定を受けた場合は、すぐ医療機関を受診する<br>・事業所は従業員の健診結果を把握し、必要な方に医療機関への受診を促す |
| 取組⑤ | ・医療機関でお薬が処方される際は、「ジェネリック医薬品」を積極的に利用する                                           |

保険料率の伸びを抑えるためにも、皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です！  
ご協力よろしくお願いいたします。



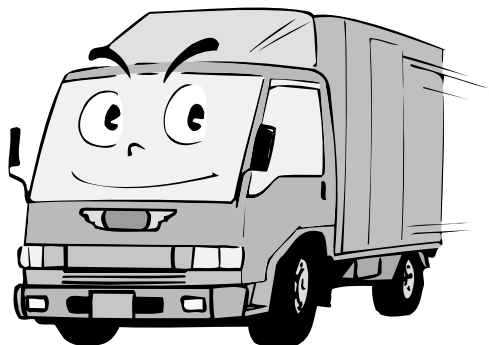
全国健康保険協会 長崎支部  
協会けんぽ

〒850-8537  
長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階  
電話:095-829-6000(代表)  
(受付時間/平日8:30～17:15)

◆詳しくは、協会けんぽHPをご確認ください。

協会けんぽ インセンティブ制度

検索



# 出発時

## ぐるりとトラック

## ひと回り

(北海道) 広野運輸株

荒木 章弘

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



### トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「GIGA」を先ん、世界と未来をのびる  
**ISUZU**

## もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
この意識を徹底し、新しいGIGAは生まれました。  
「GIGA」という最先端のビジネスにおいて、  
トラックに必要とされる様々なニーズも。  
先進の技術やデジタルパワーで革新的に解決、従来し  
より確かな安心を生み出します。  
ぜひなら、もっと走れる、いすゞなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

# GIGA

## いすゞ自動車九州株式会社

|         |           |                 |                   |
|---------|-----------|-----------------|-------------------|
| ■ 長崎支店  | 〒851-0103 | 長崎市中里町1522番地1   | Tel. 095-839-7500 |
| ■ 佐世保支店 | 〒859-3241 | 佐世保市有明町188番地1   | Tel. 0956-59-3141 |
| ■ 島原営業所 | 〒859-1412 | 島原市有明町大3東乙84番地1 | Tel. 0957-68-0500 |

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。  
Innovation that puts people first.



## UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



## 人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)

日野レンジャー(中型トラック)

日野デュトロ(小型トラック)



## 九州日野自動車株式会社

|                   |                |                                   |
|-------------------|----------------|-----------------------------------|
| 長崎支店 / 〒851-0133  | 長崎市矢上町53-1     | TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837 |
| 佐世保支店 / 〒857-1161 | 佐世保市大塔町1979-24 | TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565 |
| 島原支店 / 〒859-1415  | 島原市有明町大3東乙88-1 | TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070 |

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



## 三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

|                      |                  |                    |                  |
|----------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 長崎支店 / 長崎県小瀬戸町809-33 | TEL:095-834-4661 | 島原支店 / 島原市前浜町乙62-1 | TEL:0957-62-6110 |
| 佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5   | TEL:0956-31-9311 | 諫早支店 / 諫早市小瀬越町571  | TEL:0957-23-5588 |